

本章では、「第2章 自殺総合対策の基本的な方針」を踏まえ、今後5年間に、各機関・団体等がそれぞれに取り組んでいく予定の施策について、自殺対策基本法(平成28年4月改正)及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)の13の基本的施策に沿って分類しています。

ここでは、施策毎にその主たる実施機関・団体等を記載していますが、それぞれが個別に各施策を実施するのではなく、各関係機関・団体等が連携・協力しながら、互いに相談支援技術を高めあい、さらには、一般県民の理解と協力の下、一体化した施策遂行に努めます。

また、各施策については、自殺をめぐる諸情勢の変化、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

なお、本県における自殺対策については、13項目の施策を総合的に推進していきますが、「第1章 コロナ禍における課題及び本県における自殺の現状」を踏まえ、本計画期間中においては、特に集中的に取り組む必要のある施策として次の3項目を設定し、取組を推進していきます。

## ○本計画のポイント

### 1 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

支援を必要とする若者に対して、学校の各段階や学校や社会とのつながりの有無など、それぞれの集団のおかれている状況にそった施策を実施します。

### 2 女性の自殺対策を更に推進する

妊産婦への支援をはじめ、コロナ禍で顕在化した課題に対する支援について、女性特有の視点も踏まえた施策を実施します。

### 3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策専門家として自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上とともに、様々な分野において包括的な支援に係わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することの重要性を踏まえ、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。

また、自殺に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

## アクションプランの体系(基本的施策・施策)

### 1 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防	38
(2) 学生・生徒等への支援の充実	38
(3) SOSの出し方に関する教育の推進	39
(4) 子どもへの支援の充実	39
(5) 若者への支援の充実	39
(6) ヤングケアラーへの支援の充実	39

### 2 女性の自殺対策を更に推進する

(1) 妊産婦への支援の充実	40
(2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	40
(3) 困難な問題を抱える女性への支援	41

### 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

(1) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成	41
(2) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上	41
(3) 教職員に対する普及啓発等	42
(4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	42
(5) 介護支援専門員等に対する研修	42
(6) 民生委員・児童委員等への研修	42
(7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上	43
(8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上	43
(9) 様々な分野でのゲートキーパーの養成	43
(10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援	43
(11) その他	43

### 4 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

(1) 市町自殺対策計画の策定及び取組支援の実施	44
--------------------------	----

### 5 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	44
(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施	44
(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及	45
(4) うつ病等についての普及啓発の推進	47

6 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- (1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証 47
- (2) 調査研究及び検証による成果の活用 47
- (3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供 48
- (4) 子ども・若者及び女性等の自殺の要因等についての情報収集 48
- (5) コロナ禍における自殺の要因等についての情報収集 48

7 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 48
- (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備 50
- (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備 50
- (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 51

8 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上 51
- (2) 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実 52
- (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上 52
- (4) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備 52
- (5) うつ等のスクリーニングの実施 53
- (6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進 53
- (7) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援 53
- (8) その他 54

9 社会全体の自殺リスクを低下させる

- (1) 地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信 54
- (2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実 59
- (3) 失業者等に対する相談窓口の充実等 60
- (4) 経営者に対する相談事業の実施等 61
- (5) 法的問題解決のための情報提供の充実 61
- (6) 危険な場所における安全確保、薬品等の規制等 61
- (7) ICTを活用した自殺対策の強化 62
- (8) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等 62
- (9) 介護者への支援の充実 62
- (10) ひきこもりの方及びその家族への支援の充実 63
- (11) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実 63
- (12) 生活困窮者への支援の充実 63
- (13) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等 63

- (14) 性的マイノリティへの支援の充実 63
- (15) 在留外国人への支援の充実 64
- (16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 64
- (17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知 64

10 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備 64
- (2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実 64
- (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 65
- (4) 家族等の身近な支援者に対する支援 65
- (5) 学校、職場等での事後対応の促進 65
- (6) その他 65

11 遺された人への支援を充実する

- (1) 遺族の自助グループ等の運営支援 66
- (2) 学校、職場等での事後対応の促進 66
- (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 66
- (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 67
- (5) 遺児等への支援 67
- (6) その他 67

12 民間団体との連携を強化する

- (1) 民間団体の人材育成に対する支援 68
- (2) 地域における連携体制の確立 68
- (3) 民間団体の相談事業に対する支援 68
- (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 68
- (5) その他 68

13 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- (1) 長時間労働の是正 69
- (2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 69
- (3) ハラスメント防止対策 69

＜各取組の掲載順序＞

【対象者を特定しない施策】

- ・(施策の内容○○○) <予> =事前予防 (実施機関名)
- ・(施策の内容○○○) <介> =危機対応(介入) (実施機関名)
- ・(施策の内容○○○) <後> =事後対応 (実施機関名)
- ・(施策の内容○○○) <全> =対応段階を特定しない施策(実施機関名)

【児童生徒等を対象とした施策】…………… (同 上)

【労働者等を対象とした施策】…………… (同 上)

【高齢者等を対象とした施策】…………… (同 上)

1 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

支援を必要とする若者に対して、学校の各段階、学校や社会とのつながりの有無など、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施します。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

【児童生徒等を対象とした施策】

- ①児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を学校に配置し、児童生徒へのカウンセリングを実施し、教育相談の充実を図ります。＜予・介＞  
(県教育庁児童生徒支援課)
- ②生徒指導関連の協議会の開催など関係機関相互の情報連携を図ります。＜予＞  
(県教育庁児童生徒支援課)
- ③いじめなどの問題に対して指導・援助を行います(電話相談、来所相談、公認心理師等相談、教育支援センター、メール相談)。＜予＞  
(県教育庁児童生徒支援課、県教育センター)
- ④学校や保護施設におけるいじめ等の問題があるにもかかわらず、親の無関心により、親から協力を得られない子ども(20歳未満)に対する支援(子ども担当弁護士制度)を行います。＜予・介＞  
(県弁護士会)

(2) 学生・生徒等への支援の充実

【児童生徒等を対象とした施策】

- ①長崎県内の小中高校等で法教育の出前授業を行います。＜予＞  
(県弁護士会)

(3) SOSの出し方に関する教育の推進

【児童生徒等を対象とした施策】

- ①「子どもの人権SOSモニター」でのやり取りを通じて、子どもの悩みに寄り添います。＜全＞  
(法務局)
- ②24時間子供SOSダイヤルやメール相談窓口を開設し、こどもが抱える悩みについて気軽に相談できるようにします。＜全＞  
(県教育庁児童生徒支援課、県教育センター)
- ③県が作成・配布した自殺予防教育教材「晴れないところに気づいたら」などの活用を通し、すべての小・中・高校において、「SOSの出し方に関する教育」及び「自殺予防教育」を実施します。＜全＞  
(県教育庁児童生徒支援課)

(4) 子どもへの支援の充実

【児童生徒等を対象とした施策】

- ①こどものメンタルヘルス・自殺予防に関する研修会を開催します。＜予＞  
(県保健所)

(5) 若者への支援の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①ひきこもりの方に対するニーズに応じた必要な支援を行います。＜予＞  
(県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」、県保健所、県長崎こども・女性・障害者支援センター)
- ②対面や電話相談に抵抗がある方でも相談窓口につながるよう、SNS相談窓口を開設し必要な助言及びつなぎ支援を行います。＜予＞  
(県障害福祉課)

(6) ヤングケアラーへの支援の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①支援を必要としているヤングケアラーの早期発見や適切な支援につなげるための施策を検討するため、ヤングケアラーに関する実態調査を行います。＜全＞  
(県こども家庭課)
- ②長崎県ケアラー支援条例に基づき、「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定し、今後の県のヤングケアラー支援に関する基本方針と具体的施策を定め、計画に沿って、広報啓発、支援を担う人材の育成、連携協力体制の整備、民間支援団体による支援等に取り組みます。＜全＞  
(県長寿社会課、県こども家庭課)

### 2 女性の自殺対策を更に推進する

妊産婦への支援をはじめ、コロナ禍で顕在化した課題に対する支援について、女性特有の視点も踏まえた施策を実施します。

#### (1) 妊産婦への支援の充実

##### 【対象者を特定しない施策】

①産科・精神科・小児科・行政の関係機関において、支援が必要な妊産婦に関する情報を共有し、妊産婦への連携した相談支援体制を構築します。〈予〉

(県こども家庭課)

②市町において産後うつ病の早期発見等、支援体制を構築するため関係者会議を実施します。

(県保健所)

#### (2) コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

##### 【対象者を特定しない施策】

①男女共同参画に関する相談、家庭・職場・地域における悩みやストレスに関する相談対応を行います。〈全〉

(県男女共同参画推進センター)

②法律に関する相談対応を行います。

ア 職場のトラブル、いじめ問題、離婚、DV、消費者被害など様々な分野の法的トラブルに応じた法律相談全般〈全〉

(県弁護士会)

イ 解決に役立つ法制度や適切な相談機関等の情報提供、経済的に余裕のない方への無料法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え〈全〉

(日本司法支援センター(法テラス))

##### 【労働者等を対象とした施策】

③労働に関する相談対応を行います。

ア 労働問題について、労働者・事業主からの相談(長崎労働局総合労働相談コーナーほか)〈全〉

(長崎労働局、各労働基準監督署)

イ 不払い残業・不当解雇・長時間労働など労働関係全般の相談(なんでも相談ダイヤル)〈全〉

(連合長崎)

④女性の就業に関する支援を行います。〈予〉

(県男女参画・女性活躍推進室、県雇用労働政策課)

### (3) 困難な問題を抱える女性への支援

##### 【対象者を特定しない施策】

①女性に関する相談対応を行います。

ア 配偶者等からの暴力・家庭不和等の相談・一時保護〈全〉

(県長崎及び佐世保こども・女性・障害者支援センター(配偶者暴力相談支援センター))

イ 女性の被害時の相談(人身安全対策課、性犯罪被害相談電話)〈全〉

(警察)

ウ 交際相手や配偶者からの暴力の相談・支援〈全〉

(NPO法人DV防止ながさき)

### 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策専門家として自殺対策に関わる人材の確保、養成、資質の向上とともに、様々な分野において包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に係る人材として確保、養成することの重要性を踏まえ、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。

また、自殺に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

#### (1) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

##### 【対象者を特定しない施策】

①各機関、地域でリーダーとなる人を養成するため、指導者養成研修を実施します。〈予〉

(県保健所)

②各種講演、研修会に講師を派遣します。〈全〉

(自死遺族支援ネットワークRe)

#### (2) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

##### 【対象者を特定しない施策】

①地域のかかりつけ医師が、うつ病の人を早期に発見し、必要に応じ精神科医につなげるという、かかりつけ医と精神科医の連携体制を構築することを目的に、うつ病等に対する理解を深めてもらうための研修会を実施します。〈介〉

(県医師会、県精神神経科診療所協会)

②薬局・医薬品販売業者に対して、うつ病疾患に関する研修会等を実施します。〈予〉

(県薬剤師会)

### (3) 教職員に対する普及啓発等

#### 【児童生徒を対象とした施策】

①各種研修を通じて教職員の特別な配慮が必要な児童生徒に関する正しい理解を促進するとともに、関係機関と連携した各学校における教育相談体制を構築し、教育支援の充実を図ります。〈予〉  
(県教育庁児童生徒支援課、県教育センター)

②教育関係主催の教職員に対する研修への講師派遣やパンフレット等の提供を行うなど、連携した取組により普及啓発を行います。〈予〉  
(県保健所)

### (4) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

#### 【対象者を特定しない施策】

①関係相談機関職員等に対する心の健康づくりや自殺予防についての研修を実施します。〈予・介〉  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県保健所、県国保・健康増進課)

②自殺に係る医療スタッフ(精神保健福祉士、臨床心理士など)に対する研修会を開催します。〈介・後〉  
(県精神科病院協会)

#### 【労働者等を対象とした施策】

③産業保健分野でストレスチェックをはじめとするメンタルヘルスを担当する保健師等を対象に交流、学習会を開催します。〈全〉  
(県看護協会)

④産業カウンセラー養成講座を開催します。〈全〉  
(日本産業カウンセラー協会)

### (5) 介護支援専門員等に対する研修

#### 【高齢者等を対象とした施策】

①居宅介護支援事業所・地域包括支援センターなどの職員を対象に、関係機関、団体と連携して研修会を行います。〈予〉  
(県保健所)

### (6) 民生委員・児童委員等への研修

#### 【対象者を特定しない施策】

①民生委員等を対象にした健康教育を実施します(自殺の現状、うつ病との関係、周囲の対応等についての講話)。〈予〉  
(県保健所)

②定例会等において、自殺についての正しい知識を持つよう学習会を実施します。〈予〉  
(県民生委員児童委員協議会)

### (7) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

#### 【対象者を特定しない施策】

①相談窓口担当者会議等を開催し、関係機関の連携を図るとともに、併せて研修等を実施することにより、相談員の資質向上を図ります。〈予〉  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県消費生活センター、県障害福祉課)

### (8) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

#### 【対象者を特定しない施策】

①保健所、市町、警察・消防機関等職員に対する遺族支援研修会を実施します。〈後〉  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター)

②各種講演、研修会に講師を派遣します。〈後〉  
(自死遺族支援ネットワークRe)

### (9) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

#### 【対象者を特定しない施策】

①一般住民や業界団体を対象としたゲートキーパー養成講座を、必要に応じて市町と協力のうえ実施します。〈全〉  
(県保健所)

②ゲートキーパー養成講座への講師派遣を実施します。〈予〉  
(日本産業カウンセラー協会)

### (10) 家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

#### 【対象者を特定しない施策】

①市町においてゲートキーパー研修を開催できるよう支援を行います。〈予〉  
(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県保健所)

### (11) その他

#### 【対象者を特定しない施策】

①自殺について正しい知識を持った臨床心理士を育成するため、研修会を実施します。〈全〉  
(県臨床心理士会)

②自殺予防に理解のある相談員を養成するための研修会を実施し、公開講座とします。〈予〉  
(長崎いのちの電話)

### 4 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

平成28年4月の自殺対策基本法の改正により、県内全市町では自殺対策計画が策定されています。県は、市町の計画見直し及び実践的な取組への支援を行います。

#### (1) 市町自殺対策計画策定及び取組支援の実施

【対象者を特定しない施策】

①県に「自殺対策推進センター」を設置し、市町における地域自殺対策計画の見直し及び実践的な取組に対する助言等を行います。〈全〉

(県長崎子ども・女性・障害者支援センター、県保健所、県障害福祉課、自死遺族支援ネットワークRe)

### 5 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その心情や背景への理解を深めることも含め、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて県民の理解の促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるという理解を促進することを通じて、自分の周りにはかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという県民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発を行います。

#### (1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

【対象者を特定しない施策】

①自殺予防週間(9月10日から16日まで)及び自殺対策強化月間(3月)において、ポスターの配布、広報誌の活用等による啓発活動を行います。〈予〉

(県障害福祉課)

#### (2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

【児童生徒等を対象とした施策】

①県が作成・配布した自殺予防教育教材「晴れないところに気づいたら」などの活用を通し、すべての小・中・高校において、「SOSの出し方に関する教育」及び「自殺予防教育」を実施します。〈全〉【再掲】

(県教育庁児童生徒支援課)

②看護協会助産師職能委員会主催の性教育セミナーの活用で、いのちの大切さについての普及啓発を実施します。〈予〉

(県看護協会)

③学校の要望により、児童生徒等の自殺予防につながるよう、思春期教室の1コマとして、健康教育を実施します。〈予〉

(県保健所)

④学校の要望により、児童生徒向けのいじめ予防の出張事業を行い、児童生徒が抱える悩み等の解消に努めます。〈予〉

(県弁護士会)

⑤関係機関の要望により、児童生徒等の自殺予防につながる教育の講師派遣、取組への助言等を実施します。〈予〉

(自死遺族支援ネットワークRe)

#### (3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

【対象者を特定しない施策】

①広く県民を対象としたシンポジウムや講演会、関係機関等を対象とした研修会等を実施します。〈予〉

(県長崎子ども・女性・障害者支援センター、県保健所、県障害福祉課)

②市町と連携しての地域の各種団体等における健康教室を実施します。〈予〉

(県保健所)

③公開講座等による啓発を行います。〈予〉

(長崎大学大学院、日本産業カウンセラー協会)

④普及啓発キャンペーン(ポスター・パンフレット配布)、啓発講演会等を実施します。〈予〉

(長崎いのちの電話)

⑤ゲートキーパー活動や当事者組織(自死遺族の会)の活動支援といった「つなぐ活動」や市町社会福祉協議会や長崎県民生委員児童委員協議会等と連携し、地域住民を対象とした講演会や研修会・広報誌を活用した事前予防のための広報活動を主体として積極的に推進します。〈予〉

(県社会福祉協議会)

⑥精神保健福祉協会による地方講演会を開催します。〈予〉

(県精神保健福祉協会)

⑦看護の日のイベントの中で取り組みます。〈予〉

(県看護協会)

⑧自殺予防デーを中心とした集中相談啓発を行います。〈予〉

(日本産業カウンセラー協会)

⑨県内自治体・団体職員、学校教職員に対するメンタルヘルス研修を実施します。〈予〉

(日本産業カウンセラー協会)

⑩ホームページや広報誌により、自殺関連情報を提供します。特に若年層を対象にしたホームページの運営を行います。〈予〉  
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

⑪前年の「自殺の概要」について報道発表し、県警ホームページに掲載します。〈予〉  
(警察)

⑫自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及を図るため、ホームページや広報誌への情報掲載等を積極的に行います。〈予〉  
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター、県保健所、県障害福祉課)

⑬自殺対策パンフレットを作成、配布します。〈予〉  
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター、県保健所)

⑭行政のパンフレット作成等に協力します。〈予〉  
(県精神科病院協会)

⑮ホームページへの掲載等により、多重債務者の相談を促します。〈予〉  
(県弁護士会、県消費生活センター)

⑯ホームページ等による自死遺族支援に関する情報提供を行います。〈予〉  
(自死遺族支援ネットワークRe)

⑰ホームページに自殺予防関連情報を掲載し情報提供を行います。〈予〉  
(県精神神経科診療所協会)

⑱関係機関の要望により、普及啓発に係る取組に対する協力をを行います。〈予〉  
(自死遺族支援ネットワークRe)

### 【労働者等を対象とした施策】

⑲商工会議所等を通じ、中小企業ヘチラシを配布したり、各市町の健康まつり等においてパンフレットを配布します。〈予〉  
(県保健所)

⑳ホームページ等によるメンタルヘルスケアに関する情報提供を実施します。〈予〉  
(長崎労働局)

㉑職域に対し、健康づくりニュースやネットワーク通信にて情報の提供を行います。ホームページ等によるメンタルヘルスケアに関する情報提供を実施します。〈予〉  
(県保健所)

## (4) うつ病等についての普及啓発の推進

### 【対象者を特定しない施策】

①うつ病や過度のストレス状態にならないために、休養・こころの健康づくり・うつ病の正しい理解の啓発を行います。〈予〉  
(県国保・健康増進課)

②ポスター等を利用し、うつ病に関する啓発活動を行います。〈予〉  
(県薬剤師会)

③うつ病に関する講演会等を開催し、うつ病の正しい知識や対応に関する普及啓発を行います。〈予〉  
(県保健所)

④心のサポーターの養成を通じたメンタルヘルスの正しい知識の普及啓発を行います。〈予〉  
(県障害福祉課)

### 【労働者等を対象とした施策】

⑤働き盛りの年齢層を対象とした保健所主催研修会等を利用し、パンフレット等による「うつ病」の正しい理解の啓発を行います。〈予〉  
(県保健所)

## 6 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点から検証し、検証による成果等を自殺対策の実践に還元します。

### (1) 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

#### 【対象者を特定しない施策】

①自殺の要因について、情報を収集し、解析を行います。〈予〉  
(長崎大学大学院、県障害福祉課)

### (2) 調査研究及び検証による成果の活用

#### 【対象者を特定しない施策】

①自殺関連情報について、関係機関と共有・分析し、実態解明に努めます。〈予〉  
(警察、県障害福祉課、県保健所)

②自殺統計(人口動態統計、警察統計等)を活用して、自殺の現状の分析を行います。〈予〉  
(県障害福祉課)

### (3) 先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

#### 【対象者を特定しない施策】

①国の自殺総合対策推進センターからの情報や、他都道府県、市町、関係機関、民間団体等の先進的な取組に関する情報を収集、整理し、県内市町、関係機関等へ提供します。〈全〉  
(県障害福祉課)

### (4) 子ども・若者及び女性等の自殺の要因等についての情報収集

#### 【対象者を特定しない施策】

①国が実施する子ども・若者及び女性等の自殺の要因に関する調査等について、情報収集を行います。〈予〉  
(県障害福祉課)

### (5) コロナ禍における自殺の要因等についての情報収集

#### 【対象者を特定しない施策】

①国が実施するコロナ禍における自殺の要因に関する調査等について、情報収集を行います。〈予〉  
(県障害福祉課)

## 7 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進めます。

### (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

#### 【労働者等を対象とした施策】

①産業保健分野の活動に協力して、職域における保健師等による出前講座の開催等メンタルヘルス対策の普及啓発を行います(職場、管理職・経営者、家族への普及啓発)。〈予〉  
(県保健所)

②メンタルヘルス(特にセルフ・ライン・復職支援)研修を実施します。〈全〉  
(日本産業カウンセラー協会)

③コミュニケーション(傾聴・アサーション)研修を実施します。〈全〉  
(日本産業カウンセラー協会)

④職場での心理教育を進めるため、健康教室、講演・講話、パンフレット作成などに協力します。〈予〉  
(長崎大学大学院)

⑤テキストや視聴覚教材、講師陣の充実を図り、企業内部でメンタルヘルス対策を実施することが出来る体制を

つくるための援助を行います。〈予〉  
(長崎産業保健総合支援センター)

⑥職場におけるメンタルヘルスケアについて、周知・啓発を図ります。〈予〉  
(中小企業団体中央会)

⑦次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策センター」の指定を受け、仕事と生活の調和のとれた働き方の周知・啓発を図ります。〈予〉  
(中小企業団体中央会)

⑧HP「こころの耳」より健康情報を提供します。〈予〉  
(日本産業カウンセラー協会)

⑨産業医研修等の充実により、産業保健スタッフ活動の活性化を図ります。〈予〉  
(長崎産業保健総合支援センター)

⑩地域・職域連携推進協議会を開催し、労働者のメンタルヘルスについて協議します。〈全〉  
(県保健所)

⑪地域・職域連携推進協議会等の場を活用し、休養・こころの健康づくりに関する資料等の情報提供等を行います。〈予〉  
(県国保・健康増進課)

⑫職場におけるメンタルヘルス対策の推進のため、事業者に対し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法により定められているストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。さらに全ての事業所においてセクシャルハラスメント及び妊娠出産等に関するハラスメントが行われなように雇用環境・均等室が周知・啓発を行い、これらハラスメントが生じた事業者に対して再発防止等の指導を行います。〈予〉  
(長崎労働局、各労働基準監督署)

⑬医師会などとの連携による、かかりつけ医から精神科への早期受診体制を構築します。〈介〉  
(県精神科病院協会)

⑭利用者が高いストレスを感じている場合等に、相談できる適切な相談支援機関の案内を行い、心の健康状態の改善に努めます。〈予〉  
(長崎労働局)

⑮県が実施している「事業所での自主的な健康づくりを応援する事業」について、専門職講師として保健師職能委員を派遣し、出前講座を実施します。〈予〉  
(県看護協会)

⑯かかりつけ医から精神科医への紹介受診体制を強化します。〈介〉  
(県精神神経科診療所協会)



### (2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

#### 【対象者を特定しない施策】

①精神保健相談を実施します。〈全〉

(県保健所、県長崎こども・女性・障害者支援センター)

②地域団体と協働で、メンタルヘルスに関する講演会、健康教室等を実施します。〈予〉

(県保健所)

③市町社会福祉協議会が実施する「地域福祉権利擁護事業」や「心配ごと相談事業(福祉総合相談事業)」などの地域住民を対象とした相談事業を通して、自殺の危険性のある人の早期発見・対応に努めます。〈予〉

(県社会福祉協議会)

④市町社会福祉協議会と連携して自殺対策の周知に努めるとともに、相談員に対する研修等に協力します。〈予〉

(県社会福祉協議会)

⑤各民生委員・児童委員自身が自殺についての正しい知識を持つよう学習したうえで、担当地域内の状況把握に努め、見守りネットワークづくりを進めます。〈全〉

(県民生委員児童委員協議会)

⑥高齢者に対して、精神疾患(特にうつ病)に対する偏見をなくし、相談しやすい環境を整備するため、市・地域包括支援センター、高齢者関係団体等の行う普及啓発活動に協力します。〈予〉

(県保健所)

⑦地域包括支援センターの地域ケア会議へ参加することにより、ハイリスクの高齢者を支える人が相談しやすい関係づくりを構築します。〈予〉

(県保健所)

⑧市町が実施する健診などで健康相談窓口のパンフレット配布を依頼します。〈予〉

(県保健所)

⑨地域や職場、学校などにおけるメンタルヘルス講習会へ講師を派遣します。〈予〉

(県精神科病院協会)

### (3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

#### 【児童生徒等を対象とした施策】

①24時間相談電話やメール相談窓口等の設置により、児童等が気軽に相談できる体制を整備するとともに、教職員向け研修会の開催やホームページ上での広報を行います。〈予・介〉

(県教育庁児童生徒支援課、県教育センター)

②学校へ臨床心理士等のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置、派遣し、教育相談の充実を図ります。〈予・介〉

(県教育庁児童生徒支援課)

③地域や職場、学校などにおけるメンタルヘルス講習会へ講師を派遣します。〈予〉

(県精神科病院協会)

### (4) 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

#### 【対象者を特定しない施策】

①DPATの体制整備と人材育成、DPATを構成する関係機関との連携を強化します。〈後〉

(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県障害福祉課)

②新型コロナウイルス感染症が発生した医療機関、施設等に職員のメンタルヘルスの視点から介入し、自殺の予防や精神的負担の軽減を図ります。〈予・介〉

(県保健所)

## 8 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制の充実に努めます。

また、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう取組を推進します。

### (1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

#### 【対象者を特定しない施策】

①救急医療機関における精神症状評価と初期診療PEEC(Psychiatric Evaluation in Emergency Care)「長崎PEECコース」を企画、開催します。〈全〉

(長崎大学病院精神科神経科)

②医師会などとの連携による、かかりつけ医から精神科への早期受診体制を構築します。〈介〉

(県精神科病院協会)

③かかりつけ医と精神科医の連携体制を構築して、地域のかかりつけ医から、必要に応じ適切に精神科医につなげられるようにします。〈介〉

(県医師会、県精神科病院協会、県精神神経科診療所協会)

④相談内容により、相談者の理解があれば、関係機関を紹介します。電話相談の内容から、相談者にうつ症状が明らかである場合は治療をすすめ、本人の理解を得て関係機関を紹介します。〈全〉

(長崎いのちの電話)

⑤専門医療機関を紹介します。〈介〉  
(県保健所、県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

⑥精神科医療機関と一般診療科のネットワークづくりを行います。〈介〉  
(長崎大学大学院)

⑦長崎県内の行政機関、福祉団体、病院・施設などで高齢者や障害者の相談を担当している福祉相談の実務担当の方からの法的な疑問や相談に対し、電話でアドバイスをを行います。〈全〉  
(県弁護士会)

### 【労働者等を対象とした施策】

⑧各種研修を通じて(ストレス及び耐性・コーピング等)懸念者の早期発見・該当機関への紹介を実施します。〈介〉  
(日本産業カウンセラー協会)

⑨相談(カウンセリング)を通じ必要性のある場合、該当機関へ紹介します。〈介〉  
(日本産業カウンセラー協会)

## (2)精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

### 【対象者を特定しない施策】

①病院における相談業務の強化など、受診しやすいシステムづくりを行います。〈介〉  
(県精神科病院協会)

## (3)かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

### 【対象者を特定しない施策】

①かかりつけ医と精神科医の連携体制を構築して、地域のかかりつけ医から、必要に応じ適切に精神科医につながられるようにします。〈介〉  
(県医師会、県精神科病院協会、県精神神経科診療所協会)

## (4)子どもに対する精神保健医療福祉サービス提供体制の整備

### 【児童生徒等を対象とした施策】

①子どもの相談に関し、専門的な知識及び技術を必要とする事例へ対応するとともに、児童家庭相談に関する一義的な相談窓口である市町へ必要な助言指導を行います。〈全〉  
(県長崎及び佐世保子ども・女性・障害者支援センター)

②児童思春期病棟をもつ専門医療機関を紹介します。〈全〉  
(県保健所、県長崎及び佐世保子ども・女性・障害者支援センター)

## (5)うつ等のスクリーニングの実施

### 【対象者を特定しない施策】

①自己記入式によるうつ病チェックリストの活用と適切な場所への配布を行います。〈予〉  
(長崎大学大学院)

## (6)うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

### 【対象者を特定しない施策】

①一般保健・精神保健に関する相談対応を行います。  
ア 精神科救急情報センターにおける24時間の精神医療相談窓口〈全〉  
(県精神科救急情報センター)

イ 心の健康・ギャンブル・アルコール・薬物に関する相談〈全〉  
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

ウ 「こころの電話相談」〈全〉  
(県長崎子ども・女性・障害者支援センター)

エ うつ病などの心の健康〈全〉  
(県保健所)

オ 心とからだの健康相談、性・子育て・介護の相談(まちの保健室)〈全〉  
(県看護協会(各支部))

## (7)がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

### 【対象者を特定しない施策】

①難病や結核等患者の慢性疾患患者等へメンタルヘルスを意識した取り組み(うつ病チェックリストの活用など)を行います。〈介〉  
(県保健所)

②がんなどの重篤な身体疾患に伴う精神症状への精神医学的治療(緩和ケア活動)として、内科医と精神科医の連携を行います。〈介〉  
(県医師会、長崎大学大学院)

③がん等重篤な疾患に伴う精神症状緩和のため、適宜受診勧奨を実施します。〈予〉  
(県薬剤師会)

### 【労働者等を対象とした施策】

④労働者が、がん等の疾病にかかったとしても、疾病を憎悪させることがないように、適切な治療を続けながら、仕事を続けられるよう「治療と仕事の両立」を支援するために関係団体と連携し、体制を構築します。〈予〉  
(長崎労働局)